

条 例 改 正 概 要 書

改 正 案	現 行
<p><u>目次</u></p> <p><u>第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)</u></p> <p><u>第 2 章 都市公園の設置(第 2 条の 2-第 2 条の 5)</u></p> <p><u>第 3 章 公園の管理(第 3 条-第 12 条)</u></p> <p><u>第 4 章 雑則(第 13 条-第 27 条)</u></p> <p><u>付則</u></p> <p>本則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)および法に基づく命令に定めるもののほか、<u>都市公園の設置に関する基準、公園の管理に関する基準等を定めることにより、良好な都市環境の形成および公園の利用の適正化を図り、もって市民福祉の増進と文化的な市民生活の確保に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>公園 都市公園および都市公園以外の公園をいう。</u></p> <p>(2) <u>都市公園 法第 2 条第 1 項に規定する都市公園をいう。</u></p> <p>(3) <u>都市公園以外の公園 都市公園以外の公園、緑地または広場であって、規則で定めるものをいう。</u></p> <p>(4) <u>公園施設 法第 2 条第 2 項に規定する公園施設および都市公園以外の公園に設けられるこれに準ずる施設をいう。</u></p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第 1 章 総則(第 1 条-第 3 条)</u></p> <p><u>第 2 章 公園の管理(第 4 条-第 12 条)</u></p> <p><u>第 3 章 雑則(第 13 条-第 27 条)</u></p> <p><u>付則</u></p> <p>本則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)および法に基づく命令に定めるもののほか、<u>公園の管理に関する基準等を定めその利用の適正化を図り、もって市民福祉の増進と文化的な市民生活の確保に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「公園」とは、<u>法による都市公園および市長が別に定める公園をいう。</u></p>

第2章 都市公園の設置

(都市公園の配置および規模に関する基準)

第2条の2 法第3条第1項に規定する条例で定める基準は、次条および第2条の4に定めるところによる。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第2条の3 市内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地における都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置および規模の基準)

第2条の4 市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置および規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園および主

として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 市が、主として公害または災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息または観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、およびその敷地面積を定めるものとする。

(都市公園における公園施設の設置基準)

第2条の5 法第4条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の2とする。

2 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として、法第4条第1項本文および前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(2) 政令第6条第1項第2号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として、法第4条第1項本文および前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(3) 政令第6条第1項第3号に掲げる場合 同号に規定する建

建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として、法第4条第1項本文および前項または前2号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(4) 政令第6条第1項第4号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として、法第4条第1項本文および前項または前3号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第3章 公園の管理

第3条 (略)

(削る)

第4条 (略)

(使用料)

第10条 前条および第4条第1項の許可を受けた者は_____、別表第1に掲げる額を、第8条による有料の公園施設を利用する者は、別表第2または別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2・3 (略)

第4章 雑則

第13条 (略)

第3条 (略)

第2章 公園の管理

第4条 (略)

(使用料)

第10条 前条および第4条第1項の許可を受けた者は、市長が別に定める公園については、別表第1に掲げる額を、第8条による有料の公園施設を利用する者は、別表第2または別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2・3 (略)

第3章 雑則

第13条 (略)